

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和 8 年 6 月 29 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦

1 業務内容

- (1) 業務件名 西新宿一丁目 I&K ビルの内装等撤去業務
- (2) 業務内容 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 8 月 7 日まで
- (4) 履行場所 東京都新宿区西新宿 1 丁目 3 -13
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当するものでないこと。
- (2) 当機構東日本地区において、令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格の業務種別「役務提供」の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずるものでないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。
- (6) 本業務を履行するために必要なアスベスト調査の実施体制を有していること。

3 参加資格の確認について

- (1) 本見積合せへの参加を希望する者は上記 2（6）の参加資格を有することを証明するため、次に従い別紙様式「アスベスト調査の資格確認書類」並びに、別紙様式に記載の実施体制図及び証明書等の資料を提出し、機構から参加資格の有無について確認を受けなければならない

い。

① 提出期限：令和8年7月1日（水）16時00分

② 提出場所

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 事業推進部事業推進第1課

電話 03-5323-0543

③ 提出方法：上記②に記載の提出場所への持参または電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合、上記②へ提出した旨の電話を必ずすること。提出先メールアドレスは以下のとおり。

提出先メールアドレス nishishinjuku@ur-net.go.jp

※提出時の電子メールの件名に【7/3 オープンカウンター参加資格確認資料】と記載すること。

※提出時の電子メール本文中に、住所・会社名・業者登録番号・担当者氏名・連絡先電話番号を記載すること。

4 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課

電話 03-3347-4252

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和8年7月3日（金） 16時00分

②-1 持参又は郵送による提出方法（押印した見積書）持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

②-2 電子メールによる提出方法（押印を省略した見積書）本件は見積書を電子メールにより提出することができる。ただし、「押印を省略し責任者情報を記載のうえ、PDF形式とした見積書」とし、提出期限までに下記専用電子メールアドレスに送信され、上記（1）において受信確認できたものに限る。

専用電子メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

※見積書送付時の電子メールの件名に【7/3 オープンカウンター見積書】と記載すること

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

5 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否

請書の作成を要する。（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入

札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照)

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 4 (2) により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を 4 (1) 宛に提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 外部電磁的記録媒体の取扱い

落札者は、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→特約条項等)を契約締結日と同日付けで締結するものとする。再委託等をさせる場合は、落札者は再委託者等に対しても同等の措置をとらなければならない。

(7) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

事業推進部事業推進第 1 課 担当：佐野 電話 03-5323-0543

以 上

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

3 見積方法

(1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、機構に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。

(2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積りをして下さい。また、見積書の押印を省略する場合は、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。なお、御記載いただいた連絡先には、必要に応じて、提出いただいた書類の確認のため、こちらから連絡させていただく場合がございます。

(3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示してください。

ただし、機構においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に必要事項を記載し、機構あての親書で提出して下さい。また、見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書してください。

なお、原則、電話、電報その他の方法による提出は認めませんが、押印を省略した見積書に限り、公示において認めたときは、電子メールにより提出することができます。

(4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。

(5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。

(6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。

(7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を見積るものとします。

4 見積合せ

(1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

(2) 参加者不在等の取扱

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

5 公正な見積りの確保

- (1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。
- (3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

6 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

- (1) 参加資格のない者が見積りをなしたとき
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (3) 見積金額の記載を訂正したとき
- (4) 見積者の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき）
- (5) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき
- (6) 明らかに連合によると認められるとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

7 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。
- (3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

8 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

9 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から7日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

10 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、機構から説明を求められた場合は、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11 見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にとっては、その事実のあった後2年間見積りに参加することができません。

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

12 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以上

見積書記載例【見積書に押印する場合】

見 積 書

金 _____ 円也（税抜）

ただし、（件名）西新宿一丁目 I&K ビルの内装等撤去業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名



独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

実印又は使用印
（使用印の場合使用印鑑届の提出が
あること）

当機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

| | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 登録番号 | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|

見積書記載例【見積書の押印を省略する場合】

見 積 書

金 円也 (税抜)

ただし、(件名) 西新宿一丁目 I&K ビルの内装等撤去業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿

連絡先は責任者と担当者と2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

責
任
者
情
報
欄

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : (株)○○○ ○○部 部長○○ ○○

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : (株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先 (電話番号) 1 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先 (電話番号) 2 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

当機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿 (東日本地区) 物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 登録番号 | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

【見積書（見積書に押印する場合）】

見 積 書

金 円也（税抜）

ただし、西新宿一丁目 I&K ビルの内装等撤去業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者氏名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

当機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 登録番号 | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

【見積書（見積書の押印を省略する場合）】

見 積 書

金 円也（税抜）

ただし、西新宿一丁目 I&K ビルの内装等撤去業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先（電話番号） 1 : _____

連絡先（電話番号） 2 : _____

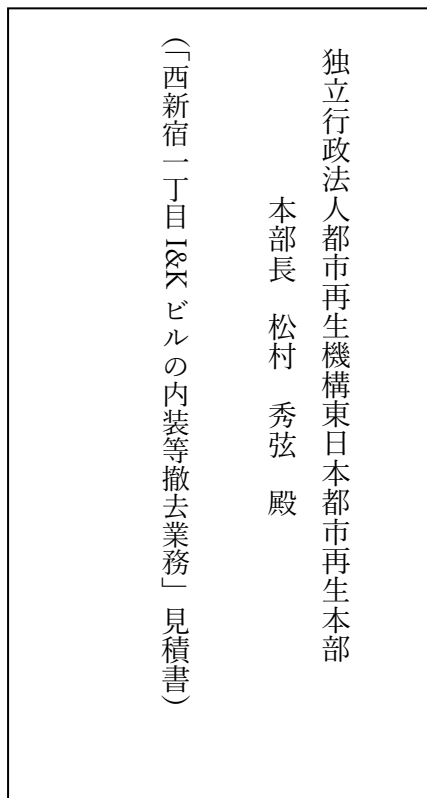
当機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

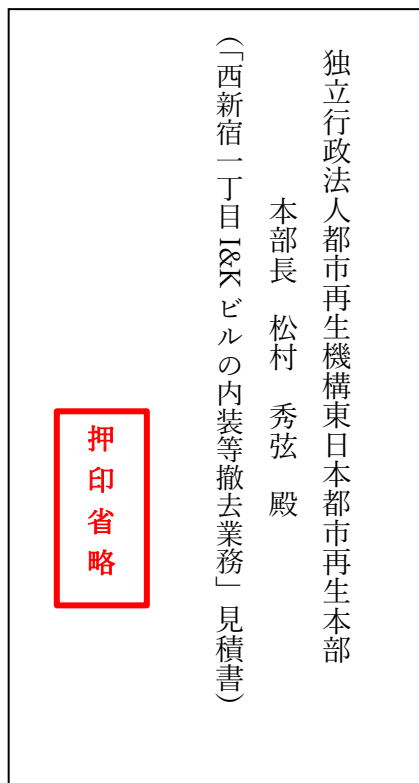
| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 登録番号 | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

(封筒見本)

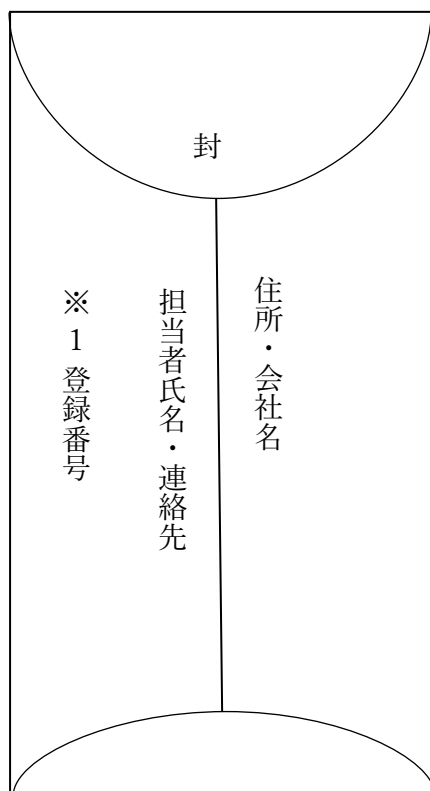
表面【見積書に押印する場合】



表面【見積書の押印を省略し、持参または書留郵便で提出する場合】※2



裏面



※1 当機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者については「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取り消しをすることができないので、注意すること。

※2 押印を省略する場合は、電子メールの利用が望ましいが、難しい場合は封筒表面に「(押印省略)」と朱書きすること。

【提出方法分類】

| 分類 | 持参・郵送 | 電子メール |
|------|-------|-------|
| 押印有 | ○ | × |
| 押印省略 | 可 ※3 | ○ |

※3 可とするが、電子メールが望ましい

会社
代表者名

印 ※1

アスベスト調査の資格確認書類

契約件名： 西新宿一丁目 I&K ビルの内装等撤去業務

1 資格者

| | 部 署 | 氏 名 | 有する資格等 |
|-----|-----|-----|------------------|
| | 役 職 | | |
| 資格者 | 〇〇部 | 〇〇 | (例) 建築物石綿含有建材調査者 |
| | 〇〇 | | |
| | | | |
| | | | |

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）：

※1 本件責任者の記載がある場合は、押印は不要です。

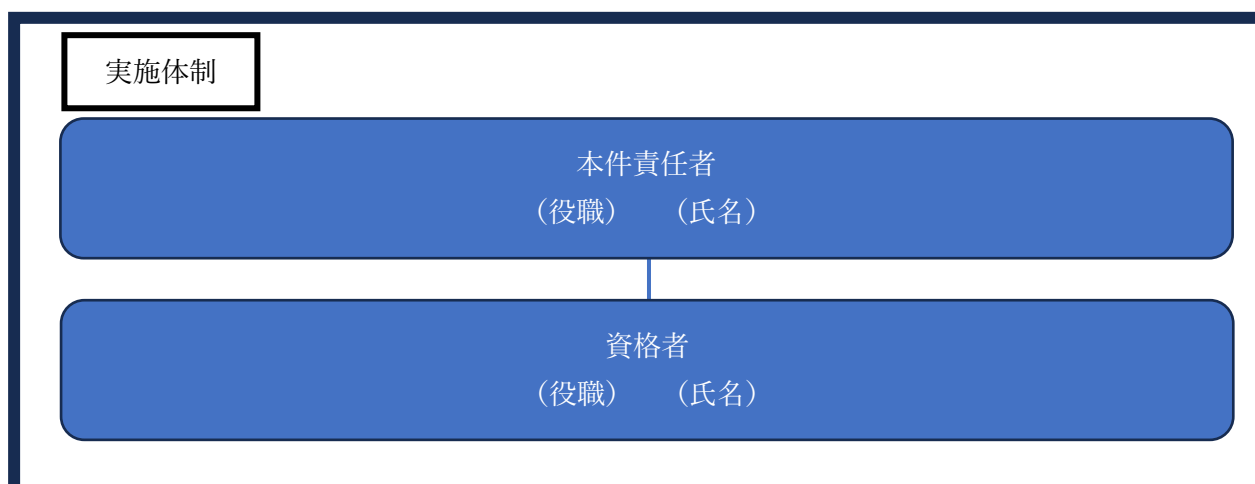
押印する場合は、本件責任者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

有する資格等の証明書、修了証の写しを添付

2 実施体制図 (様式任意)



会社
代表者名

印 ※1

アスベスト調査の資格確認書類

契約件名： 西新宿一丁目 I&K ビルの内装等撤去業務

1 資格者

| | 部 署 | 氏 名 | 有する資格等 |
|-----|-----|-----|--------|
| | 役 職 | | |
| 資格者 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）：

※1 本件責任者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

2 実施体制図 (様式任意)

仕様書

1 件名

西新宿一丁目 I&K ビルの内装等撤去業務

2 業務概要

(1) 業務の目的

3階店舗区画のテナント募集のために、3階の内装等撤去業務を行う。併せて、1階袖看板の撤去を行う。

(2) 履行場所

東京都新宿区西新宿1丁目3-13

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年8月7日

(4) 業務の内容

別紙に示す施設を対象に下記の撤去等業務を実施する。

① 3階内装等撤去業務

- ・間仕切壁、壁クロス等
- ・天井
- ・洗面台、キッチン、便器

② 3階照明器具等撤去業務

③ 1階袖看板撤去等業務

④ クリーニング

なお、本業務を実施する前に、業務計画書を作成の上、機構担当者と協議をすること。
また、本業務を実施するにあたり、公共住宅建設業務共通仕様書（令和4年度版）の掲載内容を参照すること。

3 競争参加資格

見積もり提出日において、令和7・8年度物品購入等の契約に係る参加資格の業務種別「役務提供」に指定されていること。

本業務を履行するために必要なアスベスト調査の実施体制を有していること。

なお、業務履行中に条件を満たさなくなった場合にはその時点で契約を終了する場合がある。

4 業務等の実施

- (1) 業務の際は周辺の住環境への配慮を徹底し、騒音・振動等の発生を最小限に抑えるよう努めるとともに、業務は原則月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時から17時の

間に行うこととする。

- (2) 業務にあたっては、予め必要な養生等を行うものとする。
- (3) 廃材については、運搬及び処分を行うものとする。

5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、A4判報告書（電子データ含む）を納品する。

- ・現場写真（施工前後が対比できるもの）
- ・図面に施工内容を記載した資料

6 発注者連絡先

〒163-1313

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

事業推進部 事業推進第1課 佐野

電話番号 03-5323-0543

7 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、都度機構担当者と協議し、その指示に従うこと。
また、仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構担当者と協議すること。
協議の経緯及び結果は記録し、機構担当者に提出すること。
- (2) 法令及び条例等の関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務の完了は、引渡し及び成果品の納品を行い、検査に合格した時点とする。なお、検査合格後であっても、機構担当者が必要と認める場合には速やかにこれを修補・訂正すること。
- (4) 本業務の履行上知り得た情報等を第三者に漏らさないこと。
- (5) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び関係法令等に基づき、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
また、本業務の実施に伴い知り得た個人情報については、厳重に管理すると共に、本業務の実施に必要な個人情報について機構担当者から提供を受けた場合は、本業務の実施後遅滞なく機構担当者へ返却することとし、これらの情報の提供を受ける際には書面にてその旨依頼することとし、返却時には書面にて報告することとする。
- (6) 本件について他者との間でトラブルが発生した場合は、遅滞なく機構へ報告するとともに、受注者において誠意を持って対応の上解決するもの

とする。

- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (8) アスベスト含有建材の取り扱いについて
- アスベスト含有の恐れがある建材については、有資格者による調査および必要に応じた分析を行い、報告を行うこと。アスベスト含有が判明した場合は、別途協議を行うこととする。

以上

